

日程第 5．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 5．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由とし、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町の保有する特定個人情報について適正な取扱いを確保し並びに開示・訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするため、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。提案の内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足して説明いたします。まず、お手元に配布いたしました議案第 63 号の資料と新旧対照表でご説明いたします。今回の条例改正の趣旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行されたことによって特定個人情報について適正な取扱いを確保するため、必要な措置を講じて厳正な管理と適正な運営を行っていくための条例改正となっております。

主な改正内容であります。適正個人情報及び保有特定個人情報についての定義の追加。併せて新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第 2 条第 10 号に特定個人情報、第 11 号に保有特定個人情報、これまでの個人情報にその 2 つが定義として追加されております。もう 1 つの主な改正内容は、特定個人情報の目的外利用、提供制限や本人に加え法定代理人等による開示・訂正・利用停止等について求めることができるという規定の追加です。

それでは、それぞれの条項の概要を説明します。先ほども触れましたが第 2 条第 10 号に特定個人情報が追加です。これは個人情報に 12 桁のマイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報とする定義です。保有特定個人情報は、公文書に出力されている先ほど言った特定個人情報のことでございます。それから、2 番目に特定個人情報の目的外利用及び提供制限についてであります。第 10 条で特定個人情報は特にその利用及び提供を制限されていることから、この規定の適用外として第 10 条の 2 を新たに設けて保有特定個人情報の利用と制限について条項を挿入しております。この第 10 条の 2 は、保有特定個人情報の利用・提供を制限しておりますが、人の生命・身体又は財産の保護のために緊急に必要である場合には、本人の同意を得る又は本人の同意を得ることが困難である場合においても提供できるという規定を設けております。続きまして情報の開示第 13 条、第 14 条、第 15 条の関係ですが、これまでは例えば未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わっ

て開示請求を行うことができるようになっておりましたが、この開示請求をよりやりやすくするために任意の代理人、法定ではなくて、この未成年者等本人か任意の代理人もこれを請求することができるという改正になっております。続きまして第24条の改正につきましては、情報等に訂正があった場合、情報提供等記録に訂正をした場合は、総務大臣、情報提供者、それから情報照会者に対してすみやかに通知する旨の追加です。いわゆる国、情報を持っている当該市町村、それから情報を提供した国など他の自治体、そこに訂正した旨の通知をすることになっております。最後に第26条と第29条関係は、情報の削除や利用及び記録の中止請求です。これはこれまでもございましたが、一定の理由がある場合は特定個人情報及び特定個人情報ファイルの削除や利用及び記録の中止が請求できる規定を追加しております。法で定められた目的以外やこの条例のなかで言っているこれまでの個人情報のなかでも中止の請求はございましたが、それについても同様に中止の請求ができるという旨の改正でございます。以上が議案第63号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 議案書を渡されて保有個人情報とは何だろうかなどいろいろ考えていたのですが、この説明文を読むと、保有特定個人情報とは公文書に書かかれている特定個人情報だということですよね。特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報だと。ということは、今度改正されたのはこの個人番号が入ってきたということのみで、特に他は関係ないということなのか。要するに、個人番号が特定個人情報として入ってきたためにこの条例の改正だということでしょうか。

それから、この個人番号を含む個人情報等は、役場が持っている個人に関するいろんな情報、所得、税金、いろいろあるわけですからそういう個人情報だと思うのですが、公文書に記載されているものとありますが役場にある文書は全部公文書ではないのですか。

それから個人情報と特定と分けているのかがよく分からないのですが、要するに公文書に記載されている個人情報と書いてあるわけですからね。役場にある文書は全部公文書になるのではないかと思っているので、特定個人と保有特定個人の区別しているのは何なのか、その点をお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず1点目にお答えします。おっしゃるとおりマイナンバー法によって、これまでの個人情報に12桁のマイナンバーが一緒になった個人情報が特定個人情報です。それも今までよりもっと厳密に、これまでの個人情報としても漏らしてはいけ

ない情報の中に入れるという改正です。それから、開示請求がしやすくなる。法定代理人ではなくて任意の代理人でも開示や中止の請求ができるということです。

2 点目ですが、個人情報とは本人が特定できるものです。住所と氏名と生年月日で特定になります。これに12桁が付けば特定個人情報。これは特定個人情報の定義です。保有特定個人情報とは、実施機関、いわゆる行政が持っている個人情報の諸々の記録です。それから、住民情報や税の情報、それに個人の情報が付いている。税務課としても住民課としても情報を持っていますが、それ以外にも別の公文書としてきたものなかには個人情報プラス12桁の番号が付いているものもございまして、それらすべてを保有特定個人情報という位置付けです。この2つは、文言の定義となっています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 あまりよく分からないのですが、この条例の改正によって、12桁の番号を含む個人の情報を特定個人情報と言いますよと、それから保有特定個人情報とは公文書に記載されている特定情報だとなっているのですが、これ全部12桁の番号を付けますよということなのですか。そしてそれを保護するということなのではないでしょうか。と言いますのは、では12桁の個人番号の通知はもらっているのだけれども個人カードはもらってなくて、これによって情報を出し入れするなどということが、全部にこの番号が付いているために番号がなければ情報の開示をすることができないということにつながるのか。今度の個人番号保護は、12桁の個人番号を付けてやりますよという規定なのですか。個人番号を付けたものを特定情報としますよということなのか。個人の意思によって、私の個人番号を付けなければ付けないことになるのですか。こういうことはできないわけでしょう。個人番号は全部付けますでしょう。今後は個人番号を付けたものを特定個人情報といって、これを保護しますということか。それとも、個人情報の開示はできるのだけれども個人番号が付いているために開示ができないというようなこともあり得るのか。そこがよく分からない。個人情報開示で個人の情報も入れろというときに個人番号が付いているからどうこう、個人番号を外してやるのだとか、そういった個人番号が付いているために、付けたために情報開示にかかわってくるのか。そういうこともあり得るのか。どうなのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 個人情報は、1つの例として住所、氏名、生年月日ですね。これだけを開示してくれといっても、個人情報保護ですから基本的にはやりません。もともとこれはできません。これに12桁が付いたものは、それ以上にと言いますか、きっちりと保護の対象として扱いますよという今回の改正です。ほったらかしにすると、この12桁は個人情報ではありませんとなってしまう。これもちゃんと個人情報の中に入れて、なおか

つ特定できる個人情報、どんな情報でもそうですが12桁とセットになったものは特定個人情報と言う用語の定義として扱います。ですから、12桁が付いたからしない、付いていないのはするということではなくて、個人情報は基本的には公開しません。よっぽど何かがない限り公開しません。法律とか裁判、これも法律、条令で定められておりますが、それ以外の場合には公開しないということです。その中に特定個人情報も入れますという今回の条項追加による改正です。大きな趣旨はそこでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ということは、今度12桁ができたために、これが個人情報にくっ付いてくると、個人番号を保護するための条例改正だということなのですか。これからはこの個人番号がくっ付いてくるので、個人番号を保護するためにできた条例改正ということ。個人情報は開示しませんよと、でも開示するときもあるわけでしょう。個人情報を開示するときに、この個人番号も私はするのですかということをお先ほども聞いたのですが、個人番号を保護するために今度の条例改正を行ったと、だから個人情報を開示するとき、個人番号があるが故に今後は一切できないのか。いや、犯罪とか裁判とかそういうときにはできますよとおっしゃっていますけれども、そのときには個人番号も含めてできるということなのかな。個人番号が付いたために、その番号だけを保護するのか。それが付いたためにいろんな面倒くさいことが起きるのですか。要するに情報開示を求めるとき、今までできたことが個人番号が付いたためにできなくなるということがあり得るのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 第10条の2の規定にある場合には、その限りではない。要するに、提供する場合がありますということです。災害とか緊急事態のときです。生命、身体、財産の保護のために緊急を要する必要がある場合でございます。これも個人情報の保護と同様ですね。必ず常に、一緒にということではないです。必要がある場合に特定個人情報として扱ったり、それ以外に12桁が付かないケースもあると思います。ただ、この12桁が付いた個人情報を特定個人情報と定義すると、そしてこれも情報保護の範囲に入れる、ただし、10条の2で例外規定を認めるということです。これはそのなかでもあるように、そういった例外的規定とは、条例やマイナンバー法でも規定されていますのでそのルールに則った範囲で提供することができる。例外規定がこの10条の2の2項となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 私もよく分かり難いのですが、【改正の要旨】3番目に「任意代理

人の追加」とあります。その任意代理人の追加とは、特定、それから保有特定にだけに限ってで、従来の個人情報に任意の代理には追加しないという意味になりますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 新旧対照表13条の改正、下線部分をご覧いただければ分かると思うのですが、保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者もしくは成年被後見人の法的代理人又は本人の委任による代理人ということです。おっしゃるとおり、個人情報はこれまでどおり法定代理人ですが、保有特定個人情報の開示については委任による代理人も可能とするということです。開示しやすくということです。例えば自分の情報を誰が使ったのかといった開示を、法定の代理人よりハードルを下げるという表現で表れているかどうかありますが、それを委任による代理人も可能とする今度の改正となっています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。